

別表（第3条関係）

◆コンクリートブロック塀（コンクリートブロック造りの塀及び門柱）

判定区分		判定基準	判定
1	塀の高さ	塀の高さは、2. 2 m以下である。	
2	壁の厚さ	壁の厚さは、1 5 cm（高さ2 m以下の塀であれば1 0 cm）以上である。	
3	鉄筋の有無	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9 mm以上の鉄筋が配置されている。	
4	鉄筋の有無	壁内には、9 mm以上の鉄筋を縦横に8 0 cm以下の間隔で配置されている。	
5	控壁 （塀高さ 1. 2 m以下は判定不要）	長さ3. 4 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1 / 5以上突出したものを設けている。	
6	鉄筋の定着	壁頂、基礎及び壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着している（ただし、縦筋をその径の4 0倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。）	
7	基礎 （塀高さ 1. 2 m以下は判定不要）	基礎の丈は、3 5 cm以上とし、根入れの深さは、3 0 cm以上である。	
8	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、剥離、目地割れ、風化等の劣化がない。	